平成28年4月25日開催

新庄市農業委員会第23回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会(平成28年4月)議事録

- 1. 開催日時 平成28年4月25日(月)13時00分
- 2. 開催場所 新庄市議会議場
- 3. 出席委員(21名)

| 1番 | 星川 | 豊 | 2番 | 髙橋 | 眞 |
|-----|----|-----|-----|----|----|
| 3番 | 髙橋 | 和彦 | 4番 | 樋口 | 彦弥 |
| 5番 | 髙橋 | 敏行 | 6番 | 海藤 | 芳正 |
| 7番 | 伊藤 | 忠男 | 8番 | 今田 | 則雄 |
| 9番 | 畠腹 | 銀蔵 | 10番 | 佐藤 | 義一 |
| 11番 | 小嶋 | 忠昭 | 12番 | 柏倉 | 嘉門 |
| 13番 | 佐藤 | 喜代志 | 14番 | 浅沼 | 玲子 |
| 15番 | 井上 | 茂雄 | 16番 | 吉野 | 昭男 |
| 17番 | 星川 | 勇吉 | 18番 | 清水 | 哲夫 |
| 19番 | 笹 | 行也 | 20番 | 三原 | 常男 |
| 21番 | 齋藤 | 謙二 | | | |

4. 欠席した委員(0名)

5. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名

日程第 2 議案第 98号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 99号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第100号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第101号 農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について

日程第 6 議案第102号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第 7 議案第103号 農用地利用集積計画について

日程第 8 議案第104号 農地中間管理機構による買入協議について

日程第 9 報告第 49号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第10 報告第 50号 地目変更登記に係る法務局からの照会について

日程第11 報告第 51号 農地中間管理機構による農用地の買入協議不成立

について

日程第12 報告第 52号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

局 長 荒澤 精也

総務主査 鏡 彰広

主 事 鈴木 啓太

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成28年度新庄市農業委員会第23回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は21名でございます。選挙による委員の出席は16名、欠席通告者は、 ありません。従いまして、在任する選挙による委員の出席数が過半数を上回っております ので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第23回総会が成立 していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に13番の佐藤喜代志委員と4番の樋口彦弥 委員の両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木 啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第98号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いた します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第98号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から萩野地区 1番までの4件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満た していると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果 について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いしま す。

○20番

議案第98号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番。21日に調査いたしました。事由は詳細の通りで問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○6番

稲舟地区1番につきまして4月20日に調査確認いたしました。賃借権設定の再設定ということで問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の2番について調査報告をお願いします。

○6番

稲舟2番につきまして4月20日に調査確認いたしました。1番と同様の借り人・貸し人なんですけども、新規となっておりますが、父親が借りていたのを継続して借りるということでの新規ということですので問題ございませんので審議のほどよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします

○11番

萩野地区1番につきましてご報告いたします。21日に調査確認した結果、△△さんの土地が△△さんの土地に隣接しており、面積が少なく作業が面倒だということで買ってもらえないかということで成立したものですので、問題ございませんのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑 ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第98号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第98号農地法第3条の規定による許可申 請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第99号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いた します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第99号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄地区3件、稲舟地区1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、4件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○3番

議案第99号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄1番について説明いたします。4月21日に現地確認、申請人より聞きとり調査をいたしました。申請地は宅地に囲まれた場所であり、周囲に影響を受けるような農地もないと判断いたしましたので、許可相当と判断いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に新庄地区の2番について調査報告をお願いします

○5番

4月20日に調査いたしました。平成16年頃に増築をしたと言うことですが、許可申請を忘れていたと言うことでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に新庄地区の3番について調査報告をお願いいたします。

○3番

4月21日に現地確認、申請人より聞きとり調査をいたしました。自宅から農作業小屋までの通路を作り、作業の効率化を図るための部分転用ということでした。許可相当と判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に稲舟地区の1番についての調査報告をお願いいたします。

○16番

稲舟1番につきまして、4月20日に調査いたしました結果、この地域は緑農住区の住 区地域指定地でして、周囲は住居が建っており、事務局の説明の通りで問題ありませんの でよろしくお願いします。

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑 ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第99号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第99号農地法第4条の規定による許可申 請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第100号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第100号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件ございます。 議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果 について報告をお願いします。それでは新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○5番

農地法第5条の規定による許可申請について、新庄1番について4月20日に調査いた しました。事務局の説明の通りで間違いありませんのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑 ございませんか。

<なしというものあり>

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第100号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第100号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第101号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について を上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第101号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1件ご ざいます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうも、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄1番。事由は事務局の説明 の通りでございます。よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑 ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第101号農地法第5許可に 係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第101号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第6、議案第102号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第102号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番から八向地区1番までの3件につきまして、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、3件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果 について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いしま す。

○20番

議案第102号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄1番について、 調査報告を申し上げます。調査月日は4月21日です。事由は詳細の通り問題ございませ んでしたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区1番につきまして、4月20日に調査した結果、△△さんが体を壊し、できなくなったと言うことで返すということでしたので問題ありませんでした。新たな借りては探し中です。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区1番についての調査報告をお願いします。

○18番

八向地区1番について4月20日に調査・確認いたしました。双方合意の上での解約で す。また集積計画で△△さんに新たに貸すことになっておりますので問題ないと判断いた しました。よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑 ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第102号農地法第18条第6項の規定による通知について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第102号農地法第18条第6項の規定による通知については原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第7、議案第103号農用地利用集積計画についてを上程いたします。

ここで、髙橋眞委員と笹行也委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第3 1条の規定により、退席を求めます。

○議長

暫時休憩をします。

<「髙橋眞委員、笹行也委員」退席>

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第103号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区1番までの2 1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、21件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいま事務局より説明のあった農用地利用集積計画の賃借権

設定19件、所有権移転2件について、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第103号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第103号農用地利用集積計画については 原案のとおり可決決定されました。

ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

<「髙橋眞委員、笹行也委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。

次に日程第8、議案第104号農地中間管理機構による農用地の買入協議についてを上程いたします。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第104号農地中間管理機構による農用地の買入協議について、稲舟地区1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果 について報告をお願いします。それでは、稲舟地区の1番について調査報告をお願いしま す。

○6番

議案第104号農地中間管理機構による農用地の買入協議について、稲舟地区1番につきまして、4月20日に確認いたしました。ただいまの事務局説明の通りで間違いありませんのでよろしくお願いいたします。

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑 ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第104号農地中間管理機構による農用 地の買入協議について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第104号農地中間管理機構による農用地 の買入協議については原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第9、報告第49号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第49号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八 向地区1番までの6件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、6件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第49号農地法第3条の3第1項の規定による 届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第49号農地法第3条の3第1項の規定による届出 については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第10、報告第50号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程 いたします。事務局より朗読と議案の説明をお願いいたします。

○事務局

報告第50号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区1番から八向地区1番までの4件ございます。議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、4件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第50号地目変更登記に係る法務局からの照会 について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第50号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案の通り可決承認されました。

次に、日程第11、報告第51号農地中間管理機構による農用地の買入協議不成立の件 についてを上程いたします。事務局より朗読と議案の説明をお願いいたします。

○事務局

報告第51号農地中間管理機構による農用地の買入協議不成立の件について、八向地区 1件ございます。議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、1件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第51号農地中間管理機構による農用地の買入 協議不成立の件について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第51号農地中間管理機構による農用地の買入協議 不成立の件については、原案の通り可決承認されました。

次に、日程第12、報告第52号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第52号農業者年金に関する裁定請求書の確認について、萩野地区2件ございます。

議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明) 以上、2件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第52号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第52号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。 これをもちまして、新庄市農業委員会第23回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成28年4月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 佐藤 喜代志

議事録署名委員 樋口 彦弥